第三条　事業体の指定

1　加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

2　指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条　加盟国の役割

1　加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2　加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締約国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1　指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止

2.2　新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回復するためにとる措置

第五条　事業体の役割

1　指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。

2　指定された事業体は、自国の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任を負う。

3　加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

第六条　郵便送金業務に関する資金の所属

1　代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に所属する。

2　代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の有効期間中、差出人は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

3　代金引換為替の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、そのような郵便送金指図を実施する時から、代金引換郵便物を差し出す者に所属する。当該郵便送金指図は、取り消すことができない。

第七条　資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1　指定された事業体は、自国の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む。）を履行するため、全ての必要な措置をとる。

2　指定された事業体は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。

3　この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に関し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条　秘密性及び個人情報の利用

1　加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報の秘密性及び保護を確保する。

2　個人情報は、適用される国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のために利用することができる。

3　個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ提供される。

4　指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。

5　郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。

6　統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。国際事務局は、全ての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条　技術的中立

1　この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。

2　郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

3　郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章　一般原則及び業務の質

第十条　一般原則

1　ネットワークを通じた利用の容易さ

1.1　郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務への利用の容易さを確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。

1.2　全ての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができる。

2　資金の分離

2.1　利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事業体自体の資金から分離される。

2.2　指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。

3　郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

3.1　郵便送金指図の金額は、名宛国の通貨又は名宛国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡す。

4　拒否の不可能性

4.1　電子的手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。

4.2　電子的手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかんを問わず、技術的手段により確保する。